

民間活力を活用した放課後児童健全育成事業の実施に向けた

サウンディング型市場調査の実施結果について

本市における放課後児童健全育成事業については、公設民営の学童（以下、児童ホームという）として実施してまいりましたが、近年、核家族化や女性の社会進出による夫婦共稼ぎなどによる利用児童数の増加や保護者等の多様なニーズに対応するため、民間活力を活用した特色のある民設民営による、児童ホームへの要望が高まってきました。

そこで、本事業における民間活力の活用に向けた課題等について、事業者の意見や提案等のヒアリングを行い、本事業の効率的な運営や民間による児童ホームの運営の可能性などの検討を進めることを目的としたサウンディング型市場調査を実施しましたので、その結果を公表いたします。

1 調査内容

主に次の項目について意見や提案を求めました。

- (1) 本市で民設民営による児童ホームの参入する意欲
- (2) 本市で運営する場合の開設エリア
- (3) 本市で運営する場合の施設規模
- (4) 本市で運営する場合の開始時期
- (5) 本市で運営する場合の希望する支援内容
- (6) その他

2 参加法人数及び実施日

参加法人数	2 法人（A 事業所、B 事業所）
実施日	令和 8 年（2026 年）9 月 8 日（火）（A 事業所）
	令和 8 年（2026 年）9 月 18 日（金）（B 事業所）

3 提案内容

項目	提案内容
本市で民設民営による児童ホームの参入する意欲	・条件によるが、最終的に法人内で協議をして決定、参入については前向きに検討している。【A,B 事業所】
本市で運営する場合の開設エリア	・現在待機児童が発生している高田小学校周辺のエリア【A 事業所】 ・現在待機児童が発生しているエリア【B 事業所】
本市で運営する場合の施設規模	・同一の場所で約 80 名定員の 2 単位（1 単位 40 名程度を想定）【A 事業所】

	・約 40 名定員の 1 単位（ニーズがあれば、2 単位でも可。同一の場所でなく、空き家、空き店舗等を利用し、別々の場所で 1 単位ずつでも可。）【B 事業所】
本市で運営する場合の開設時期	・改修工事の完了時期に影響されるが、令和 9 年 7 月中の開設は可能と考えている。【A、B 事業所】
運営する場合の希望する支援内容	・開所 1 年目は年度途中からの開所となり、採算が取りにくい状況となっているので、補助事業でなく、委託事業で検討してほしい。【A 事業所】 ・開所初年度については年度途中からの開所となるので定員まで児童が集まりにくいいため、市で周知広報を積極的に行ってほしい。【B 事業所】 ・送迎加算や家賃加算指導員の処遇改善加算等の各種加算を含めて補助金を交付してほしい【A、B 事業所】
その他	・児童ホームの設立する際の※専用区画の考え方について。（本市での取り扱いはどうか？） 【回答】厚生労働省通知では、専用区画とは「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画」であり、「部屋又は間仕切り等で区切られたスペース」とされており、本市においては図面だけではなく実際に現地に確認を行い、児童が実際に活動できる空間かどうかという観点から専用区画に含めるかどうかの判断を行います。 ・送迎加算の補助金交付対象であれば送迎については、対応可能である。 ・本市の公設民営で運営している児童ホームの金額（月額 4000 円、2 人目以降 2500 円）は全国的に見てもかなり低い金額であるので、完全に同じ金額で運営する場合は厳しい可能性がある。 ・長期休暇期間中に、野外体験活動や科学実験、工作などのイベントを法人内で企画し、実施することは可能である。 ・ニーズがあり、職員体制が整えば午後 8 時まで預かりの対応が可能である。 ・自主事業（習字、英会話等）児童ホーム以外の事業の実施場所について。（本市での取り扱いはどうか？） 【回答】国の基準では専用区画等は、放課後健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものではない。とされておりますので、専用区画と別の区画での実施であれば自主事業については実施が可能です。 ・児童ホームから習い事等の事業所については、送迎加算の対象となり、対応可能であるため、地域の習い事教室と連携して運営することが可能である。

※専用区画…遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（概ね一人あたり、1.65 m²以上）

5 サウンディング型市場調査結果を踏まえた今後の対応

今回のサウンディング型市場調査の実施により、民間事業者の皆様から本市で民設民営の児童ホームを行うに際しての貴重な提案・意見をいただくことができました。

今後は、この結果を踏まえて、いただきました各提案等の実現可能性の検討を行うとともに、民設民営算入事業者の公募をする場合の公募条件等の準備を進めてまいります。